

学校法人等の行うことのできる収益事業の種類（平成21年岩手県告示第344号）の一部を次のように改正する。

平成28年10月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>第1 私立学校法第26条第1項（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき岩手県知事の所轄に属する学校法人及び同法第64条第4項の法人（以下「学校法人等」という。）の行うことのできる収益を目的とする事業（当該学校法人等の設置する学校の教育の一部として、又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、第2に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各項（第2項及び第3項を除く。）に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>第2 収益事業の種類は、<u>日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）</u>に定めるもののうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(18) [略]</p>	<p>第1 私立学校法第26条第1項（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき岩手県知事の所轄に属する学校法人及び同法第64条第4項の法人（以下「学校法人等」という。）の行うことのできる収益を目的とする事業（当該学校法人等の設置する学校の教育の一部として、又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、第2に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各項（第2項、<u>第3項及び第12項</u>を除く。）に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>第2 収益事業の種類は、<u>日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）</u>に定めるもののうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(18) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	